

港区保健衛生事務手数料一覧（現行）

営業の種類	新規手数料	更新手数料	営業の種類	新規手数料	更新手数料	営業の種類	新規手数料	更新手数料
飲食店営業	16,000	8,000	食肉処理業	21,000	10,500	食用油脂製造業	21,000	10,500
飲食店営業(移動・臨時)	4,700	2,300	食肉販売業	9,600	4,800	マーガリン又はショートニング製造業	21,000	10,500
喫茶店営業	9,600	4,800	食肉製品製造業	21,000	10,500	みそ製造業	16,000	8,000
菓子製造業	14,000	7,000	魚介類販売業	9,600	4,800	しょう油製造業	16,000	8,000
菓子製造業(移動・臨時)	4,600	2,300	魚介類競り売り営業	21,000	10,500	ソース類製造業	16,000	8,000
あん類製造業	14,000	7,000	魚肉練り製品製造業	16,000	8,000	酒類製造業	16,000	8,000
アイスクリーム類製造業	14,000	7,000	食品の冷凍又は冷蔵業	21,000	10,500	豆腐製造業	14,000	7,000
乳処理業	21,000	10,500	食品の放射線照射業	21,000	10,500	納豆製造業	14,000	7,000
特別牛乳搾取処理業	21,000	10,500	清涼飲料水製造業	21,000	10,500	めん類製造業	14,000	7,000
乳製品製造業	21,000	10,500	乳酸菌飲料製造業	14,000	7,000	そうざい製造業	21,000	10,500
集乳業	9,600	4,800	氷雪製造業	21,000	10,500	缶詰又は瓶詰食品製造業	21,000	10,500
乳類販売業	9,600	4,800	氷雪販売業	14,000	7,000	添加物製造業	21,000	10,500

営業の種類(都条例)	新規手数料	更新手数料
つけ物製造業	12,300	6,100
製菓材料等製造業	12,300	6,100
粉末食品製造業	12,300	6,100
そう菜半製品等製造業	12,300	6,100
調味料等製造業	12,300	6,100
魚介類加工業	12,300	6,100
食料品等販売業	12,300	6,100
液卵製造業	12,300	6,100
弁当等人力販売業	8,800	5,400
行商	1,700	900

・現行の営業許可は、全て改正法による新たな許可または届出に再編されます。

・現行の法許可による従前からの営業は許可期間内は有効です。許可期間を超えて営業する場合、新規申請が必要となりますが、改正後の「更新」の手数料が適用されます。また、都条例による許可は廃止されるため、従前からの営業を継続する場合は、国の通知により3年間の経過措置中に新規申請が必要です。その際の手数料は、改正後の「更新」の手数料が適用されます。

・港区では、令和3年度の手数料について、コロナ禍の影響を受けた事業者への支援のため、中小企業者（個人事業主を含む）は無料とする予定です。

※届出業種に再編された事業者には届出が必要となりますが、手数料は無料です。